

# ASBJ オープン・セミナー IFRS の最新動向と 我が国への導入（第9回）



米国ライス大学  
Stephen A.Zeff 教授

2011年1月24日（月）に、企業会計基準委員会（ASBJ）が主催する「ASBJ オープン・セミナー IFRS の最新動向と我が国への導入（第9回）」が東京よみうりホールで開催され、米国ライス大学の Stephen A.Zeff 教授、国際会計基準審議会（IASB）の山田辰己理事を講師に迎え、約3時間にわたって講演が行われた。以下は講演の要旨である。

## セミナーレポート 1

Stephen A.Zeff 米・ライス大学教授 特別講演

「What is Meant by a Jurisdiction's 'Adoption' of IFRS?」

## セミナーレポート 2

山田辰己 IASB 理事 講演

「国際会計基準審議会（IASB）の最近の活動状況について」

## セミナーレポート 1

Stephen A. Zeff 米・ライス大学教授 特別講演

### 「What is Meant by a Jurisdiction's 'Adoption' of IFRS?」

Stephen A. Zeff 教授は、1978年からライス大学（米国テキサス州ヒューストン）のハーバート・S・オートリー会計学教授を務められ、主に会計基準設定の進展に係る歴史的比較、伝記研究、会計思想の歴史を研究分野にされている、世界的に高名な研究者である。

1978年～1983年までは会計学において権威のある「アカウンティング・レビュー」編集主幹を務められたほか、2002年には会計殿堂の70人目の表彰者となり、国際会計基準委員会（IASB）の1973年から2000年までの歴史に関する本を、アムステルダム大学のキース・カンファーマン教授と共著で出版している。

今回の来日の目的は、2001年から始まるIASBの10年の歴史を執筆するにあたり、その間の日本の動向を関係者にヒアリングするためである。

#### 〈はじめに〉

IASBを中心に世界では、国際的で高品質な1組の会計基準を達成すること、すなわち財務情報の業種、地域を超えた共通の尺度による比較可能性の向上が求められている。

こうした比較可能性を向上させていくためには、大きく分けて4つの要素があると考えられる。①開発される基準自体や解釈の品質の向上、②政策当局及び関係者が国際的な基準をどのように採用（Adoption）するか意思決定プロセスの共通化又は透明性の向上、③監査人が監査を通じて個別企業による財務諸表作成の逸脱をどのように防止するか、④証券市場の監督者が法定開示書類の審査を通じて個別企業による財務諸表作成の逸脱をどのように防止するか、の4点である。本日は、特に②の政策当局の問題を中心に、比較可能性の向上を阻んでいる原因や現状と各国の政策当局がどのように国際財務報告基準（IFRS）の導入に取り組んでいるかについてお話ししたい。

#### 〈比較可能性の向上が非常に捉えにくく困難な目標である理由〉

比較可能性の向上というのは、実は非常にとらえにくい目標であり、米国でも1950年代、60年代においては、そもそも米国内企業間における比較可能性の向上の方法論について論争があった。それは、明確で単一の会計基準を定め例外をできるだけ排除することにより達成しようとする考えと、個別企業の実情に合わせることでより実態理解を促すことにより達成しようとする考えである。

結局、この論争に決着がつくことはなかったが、米国証券取引委員会（SEC）は、方法論の明確化を志向するスタンスをとり、会計基準の設定主体、米国財務会計基準審議会（FASB）の役割を重視してきた。

このように、国内の間であっても比較可能性を議論することは単純ではないが、さらに国際的にみて比較可能性を向上させようとする取組みは非常に困難な要素を秘めている。それは、異なる考え方、文化的背景を持つ多数の国に同

じ考えを適用しようとするからであり、実務の面でもあるいはそれぞれの国の制度面でも克服すべき課題が存在するからである。

#### 〈比較可能性を考える上での実務面の諸問題〉

まず、会計実務の面で大きく各国で異なる対応となる理由は、税制や法律に起因する、あるいはビジネス慣行の違いに起因するものがあげられる。米国の例をあげると、例えば米国ではリース取引の活用が税制上の有利性も手伝って非常に盛んであるが、他の国では同じようなビジネスでもリース取引を活用していない。結果的に同じビジネスでもリース取引がオンバランスされていない財務諸表と、それ以外の国の財務諸表の比較をどのように考えるかという問題が生じる。

また、ビジネス慣行の違いの例としては、例えば米国におけるストック・オプションを利用した報酬が盛んであることがあげられる。日本の持合い株式や韓国の同族会社間の株式保有なども、その国独自の慣行に基づくものであり、他国との比較を困難にしている。

次に各国の市場価格を形成する市場の厚みの相違ということも、比較可能性の向上を妨げる理由として重要である。欧米や日本のように公正価値を相当程度時価で測定できる国がある一方、市場が未成熟で市場価格に十分なコンセンサスが得られない国も存在する。その場合は、仮説を立てて公正価値を推定するなどの作業が必要となる。

3番目としては、会計制度に対する成り立ちの相違による影響が大きいと考えられる。会計に関する考え方は、長い伝統に基づくものであり中々変更が難しい課題である。特に税制との関係が対応を左右する場合がみられる。米国やカナダ、イギリスやオーストラリアにおいては、税制と財務書類の作成が分離されているが、ドイツや日本、他の多くの国では税務と財務書類

の一致が要求されてきた関係から、減価償却や、工事進行基準の扱いなどで税制上の措置と国際的には一般的となってきた会計処理との間での調整において、難しい対応を迫られる事態がみられる。

最後に、言語の違いによる影響に言及したい。言語の違いとは、何も英語と日本語の相違といったような基本的な問題ではなく、英語間でも存在する。それは、それぞれの国で、同じ意味に相当する概念がない、あるいは相違することにより生じるからである。例えば、米国で Probable といえは 70~80%程度の確率を意味するが、IFRS では 50%超であることを意味して利用されている。こうした相違も比較可能性の向上を実現していくための克服すべき課題である。

#### 〈比較可能性を考える上での体制面の諸問題〉

次に、比較可能性を議論する上で克服すべき課題として、各国の制度や体制の面での考え方の相違について言及したい。

例えば、規制を行う当局の陣容を考えた場合、米国の SEC のように 3,500 名を超える専門家も加えたスタッフが財務諸表の不正をチェックし、直接企業に修正を求める対応をとる国もあれば、権限はあっても体制が脆弱であり、そもそも株主総会で同意された財務諸表に対して修正権限を持たない規制当局も存在する。

また監査人の企業に対する対応、厳格さも、訴訟リスクや当局による処分の有無も異なることなどから、各国で異なる結果となっており、こうしたことも比較可能性の向上を阻んでいる。

このように比較可能性を巡っては様々な要素があり、その完全な実現を達成することは簡単ではないことがおわかりいただけると思う。

#### 〈政策当局がどのように IFRS を採用 (Adoption) してきているか〉

次に、IFRS の導入や採用について、各国の

政策当局がどのように対応してきているのか紹介したい。

一般に会計基準は、各国の会計基準設定主体が開発したものを、当局が承認することで基準化される。米国では FASB が開発した基準を SEC が承認する手続きがとられるが、世界で 2 か国だけ、南アフリカとイスラエルは、IASB の開発した IFRS を無条件で採用する方式をとっている。

ただし、このような方法は、迅速・完全に IFRS に適合するが、国家主権の一部放棄とも考えられることから、普及するには至っていない。むしろ、IFRS を採用している国の一般的な対応は、基準毎に承認するという方法がとられている。

ただし、このような対応では、各国ごとに採用するタイミングや内容が微妙に異なることにつながるものである。また、どこの国がどの部分を採用していない、採用プロセスの途中であることなどは、当事国の関係者でもない限りは分からないことになり、折角 IFRS を採用しても比較可能性は向上していないという懸念が生じる。

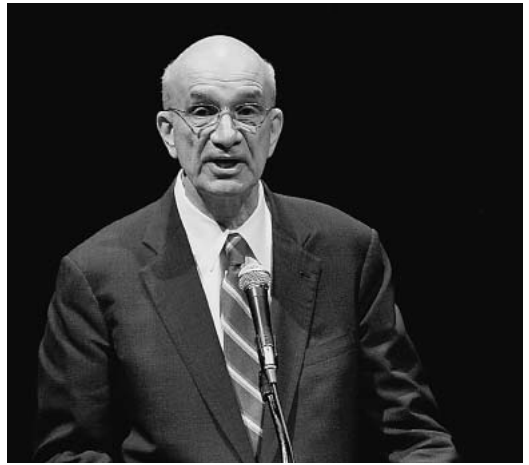
以下では、各国の IFRS の採用スタンスや方式の推移を紹介していきたい。

### 〈EU の状況〉

欧州委員会では、IASB が開発する会計基準について、2つの機関から正式な助言を受けた上で、承認に関する決定を行うこととしている。

1つは、財務諸表の作成者や利用者といった民間セクターの意見を反映することを目的に設立された欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) からの会計基準に関する専ら「技術的」な助言である。

もう1つは、EU 加盟国間の利害調整を含む会計規制委員会 (加盟 27 か国の代表) からの「政治的」助言である。



米国ライス大学

Stephen A. Zeff 教授

その結果、IASB の基準開発に対して実際にそれを承認するかどうかにかかわらず時間がかかることとなるし、IFRS からの逸脱 (カーブアウト) のような事態も生じることになる。実際、欧州では、金融商品関係の一部会計基準 (IAS 第 39 号) について、フランスの大手銀行からの圧力を背景にカーブアウトを行っており、EU 域内の上場会社に適用されている IFRS は、IASB が開発した純粋な IFRS ではなく、あくまでも EU 委員会が承認した IFRS となっている。

このような EU の承認プロセスの下では、例えば 2008 年 10 月の金融危機においても、IFRS からの離脱を仄めかすことによって、負債性証券の分類変更を求めるといった事態や、IFRS 第 9 号の承認を延期しているなど、様々な弊害を露呈している。

### 〈オーストラリアの状況〉

オーストラリアでは 2004 年に連邦政府機関であるオーストラリア会計基準委員会が「IFRS と同等」なものとして、オーストラリア会計基準に IFRS を編入して利用している。当初は、オーストラリア企業はあくまでもオーストラリア基準を適用しているものであり、IFRS の変更が仮にあってもオーストラリア会計基準

にそれが反映されなければ、当該基準は適用されないものであったが、2007年にオーストラリアの企業と監査人はオーストラリア会計基準とIFRSの両方への準拠を確認しなければならないという形にルールを変更した結果、こうした問題は解決されている。

#### 〈香港の状況〉

香港でもIFRSを採用したとされているが、あくまでも公認会計士団体である香港会計師公会が、香港会計基準としてIFRSの内容を反映させたものである。したがって、香港の企業が順守するものは、香港の会計基準でありIFRSそのものではない。

#### 〈カナダの状況〉

カナダの採用方法も、カナダ勅許会計士協会のカナダ会計基準審議会が、IFRSをカナダ基準に編入することで実施されている。しかしながら、カナダの企業と監査人は、一義的にIFRSへの準拠を確認しなければならず、カナダ基準への確認は任意となっている。したがって、IFRSの変更がタイムリーに反映される形となっている。

#### 〈日本の状況〉

昨年導入された日本のIFRSの任意適用も、指定国際会計基準としているように最終的には国がIFRSの基準ごとに承認し、指定する方法を採用している。したがって、IFRSの一部を承認しないカーブアウトや、承認を延期することも可能なスタイルである。

ただし、日本の方法の良いところは、少なくとも6か月に一度の割合でIFRSの変更点を指定する手続をとる形にしている点で、変更対応が大幅に遅れる懸念が少ないことだと思う。

ただし、この方法である限り、EUで生じているようなカーブアウトの可能性が出てくるお

それがあるし、指定国際会計基準とIFRSとの相違を対外的にどのように説明するのかといった点も検討する必要がある。

日本に関連して問題提起したい点は、日本の企業の中で昔から任意で作成する英語のアンニュアルレポートでIFRSを採用している会社があるが、そうした英語版のアンニュアルレポートの財務諸表と、指定国際会計基準に準拠した国内で提出される財務諸表に相違がでる可能性への対応である。今のところ当局は任意の英語版についてチェックはしていないようだが、利用者にとっては分かりにくい事態になるおそれがあるのではないか。

同じようなことが米国でも過去にあった。それは、SECはSECにファイリングする財務諸表の確認はするが、株主向け書類に送付される財務諸表はチェックしていないということから生じたもので、デュポンという会社の引当金の処理が株主向け書類とSEC提出書類に相違があったことが有名である。現在は、両方で同じ処理となるよう対応されておりこのような問題は解消されているが、日本企業の任意で作成する英語書類と日本で正式に提出される書類との差の扱いは今後の課題となると思っている。

#### 〈米国の状況〉

最後に米国の状況について触れることとした。米国では現在SECに登録している外国会社がIFRSを利用することが可能であるが、ここで採用することができるのはIASBが公表したIFRSであり、その場合に限り様式20-Fの調整表開示を避けることができることになっている。したがって、一部カーブアウトされているEUで承認されたIFRSではこの調整表開示の特例を利用することはできない。

こうした中、SECは本年下期には国内登録企業にもIFRSの利用を認めるかどうかの判断をすることにしているが、仮にSECが国内登

録企業に IFRS を容認又は要求するとすれば、上記の考えを踏まえ、あくまで IFRS は 1 つしかない（IASB が公表した IFRS しかない）というものになることが想定される。

#### 〈このような各国の対応の違いによる弊害〉

以上のように、IFRS を採用すると一口にいても、各国当局あるいは会計基準関係者による対応は様々であり、その結果、例外措置、カーブアウト、発効日にバラつきが生じている。

こうしたバラつきに関しての世界的なデータベースは存在しないことから、利用者としては IFRS が広く利用されるようになって比較可能性が向上しないという事態に直面することになりかねないおそれがある。

特に、EU のような IFRS の採用方式を想定した場合、EU が承認した IFRS を適用する企業は、域内の法制度においては完全に適合しているから、あえて IASB が公表した IFRS との違いを開示資料の中で明示しない可能性が高い。

2007 年に、IASB は、利用する基準に IFRS とのカーブアウトなどがある場合には、企業は IFRS からの逸脱を記述し、財政状態及び業績への影響を数量化しなければならないという提案をしたが、採用されるに至っていない。むしろ会計基準の問題ではなく、各国の監督当局の連携に委ねる問題との意識から、2008 年 2 月には、証券監督者国際機構（IOSCO）が意見書を公表し、企業に対し、報告フレームワークの明確な開示と、「使用した基準とフレームワークがどのような点で IASB が公表した IFRS と異なるか」の説明を促している。しかしながら、現状ではいずれの対応についても十分な前進は見られていない。

結果的に、IASB は会計基準の卸売業者（最終的に各国で仕様が異なる）になっている（留まっている）といえ、比較可能性の向上という

目標を考えると非常に憂慮すべきことだと思う。

#### 〈今後の展望〉

最後に、今後の IASB や米国がどのような動きになっていくと考えられるのかについて私見を述べたい。

IASB は 7 月から新議長となり、新たな局面を迎えるが、引き続き現在のスタンスを維持しながら基準開発を進めていくものと思われる。金融危機の発生を期に、金融市場の安定を志向する金融監督当局と証券市場の透明性を志向する証券監督当局との間での対立が生じたが、金融危機の克服とともにこうした対立構造も緩和されていくものと思われる。

今後 IFRS が国際的に普及し、財務諸表の比較可能性が向上していくためには、IASB が良い基準を作り、良い解釈を提示するだけでなく、当局の IFRS 採用に向けた対応の標準化、企業を監査する監査人の一律的で適切な対応、証券監督当局による厳正なチェックの 3 つが必要となろう。

3 番目の証券監督当局によるチェックなど、米国の SEC レベルで実現している国はカナダ程度しかなく、能力が高まらなければ企業による逸脱を防止することができないのは自明のことである。しかしながら、IOSCO などによる意見書は出されても、最後は各国の意識や予算措置の問題に帰着しており十分な進展が見られていない。

その意味で、数年前に実施されたユーロネクストとニューヨーク証券取引所（NYSE）の統合、あるいは最近報道されているシンガポール取引所とオーストラリア取引所との統合など、クロスボーダーな取引所の再編は、規制当局の対応の均質化の動きに資するものである。

米国 SEC は今後どのような対応をとるのであろうか。周知のように、2006 年に米国では

IFRSに関するRoad mapを公表したが、SEC委員長がシャピロ氏に交代し、金融危機対応などで様々な対応が緊急に必要となったことなどからいったん議論は棚上げされてきたが、本年下半年には何らかのコメントを出す予定となっている。

2006年当時、米国国内の企業にIFRSの任意適用を認めるかどうか議論した際には、企業サイドから、仮にIFRSの任意適用を開始した企業は永続的にIFRSを利用できるのか、それとも再び米国会計基準を採用しなければならない可能性が残るのか明確にして欲しいという意見があったが、当時のSECは明確な回答を与えておらず、そのあたりの回答が焦点の1つになるのではないか。

また米国の動きとして着目すべきは、中小企業向けIFRSの米国内での利用増加である。これは、米国会計基準は中小企業向けの簡易版は存在しないことから、米国の中小企業の中で、詳細な米国会計基準ではなく中小企業向けIFRSを利用しようとするものである。現在、米国基準にも中小企業向け会計基準を作成すべきかの議論がなされているほど広がりを見せられている。

また、米国CPA協会では、米国基準に加え、IFRSによる監査も、例えばヨーロッパにある子会社などで利用することを認めている。このような動きが、米国にIFRS採用の判断を後押しするものと思われる。

## セミナーレポート 2

### 山田辰己 IASB 理事 講演

#### 「国際会計基準審議会（IASB）の最近の活動状況について」

山田 IASB 理事からは、国際会計基準審議会（IASB）の最近の活動状況について、米国財務会計基準審議会（FASB）と IASB との間で交わされた MoU（覚書）に基づくプロジェクトの進捗の全体像、近く最終基準が公表される連結方針（連結範囲の見直し、ジョイント・アレンジメント）の内容、並びに重要プロジェクト（収益認識、リース、金融商品）における主要論点を中心に解説が行われた。

#### 1. IASB 作業計画（2010年12月20日現在）について

IASB と FASB は、2011 年 6 月までの MoU の完成を目指して鋭意努力をしてきたが、2010 年 5 月の会議で、作業計画を見直し、その内容を 2010 年 6 月 24 日に進捗報告書（progress report）としてまとめた。そこでは、多くの公開草案を一度に公表しないという原則に従って、2011 年 6 月までに完成するプロジェクト（金融商品（分類と測定、償却原価及び減損、並びにヘッジ会計）、収益認識、リース、その他包括利益の表示（包括利益計算書を 1 計算書方式のみとする改訂）、連結、退職後給付及び公正価値測定）とそれ以外とを分けている（80 頁の表 1 参照）。

さらに 2010 年 11 月に、IASB と FASB は、重要ではあるが緊急性が比較的低いプロジェクトについての日程を修正することを決定した。これらの変更により、IASB 及び関係者が、IASB が 2011 年 6 月 30 日までに完成させることを目指しているプロジェクト（金融商品（分類と測定、償却原価及び減損、並びにヘッジ会計）、収益認識、リース、保険会計）に集中することができるようになる。この影響を受けるプロジェクトは、財務諸表表示（IAS 第 1 号及

び IAS 第 7 号の置換え）、資本の性格を有する金融商品、排出権取引、負債（IAS 第 37 号の修正）及び法人所得税であり、IASB は、これらのテーマについての議論を 2011 年 6 月後に再開する予定である。

なお IASB では、国際財務報告基準（IFRS）を適用する企業が新しい要求事項に整然と移行するのを助けるために発効日をずらせることを検討している。IASB は、一部の企業や、我々の基準を法令化しなければならない法域にとって困難が生じる可能性があることを理解しており、10 月にそうした負担を軽減するために考え得る方策を要約した文書を公表している（2011 年 1 月 31 日までコメントを募集）。

また、6 月が主要プロジェクトの区切りになることもあり、将来の課題について何をとりあげるべきか過去に検討した研究プロジェクト等（料金規制事業、採掘活動、共通支配、他）を中心に今後議題とするべきかどうか現在検討を進めており、4 月か 5 月には方向性を出していく予定である。

#### 2. 連結方針（連結範囲の見直し、ジョイント・アレンジメント）の最終基準化

次に、本年第 1 四半期にも最終基準の公表が





国際会計基準審議会（IASB）理事 山田辰己氏

予定されている連結方針（連結範囲の見直し、ジョイント・アレンジメント）について触れることとしたい。

当プロジェクトは、支配概念に基づく連結範囲の決定（特別目的会社を含む）とサブプライム問題に緊急に対応する開示（オフバランス企業に対して報告企業が有する重要な関与の状況の開示）の強化を目指したものであり、IAS第27号及びSIC第12号の改訂公開草案は2008年12月に公表（2009年3月にコメント締切り）した。その後、2009年10月に方針を変更し、米国会計基準とのさらなるコンバージェンスを目指して、極力両基準の内容の統合を図ることとされ、①連結範囲の見直し、②ジョイント・アレンジメント、③非連結仕組企業等に関する開示の拡充、④投資企業の連結に関する例外的取扱い、の4つに分けて検討を進めてきた。その結果、本年第1四半期中にも投資企業に関する基準を除き、これらに関する最終基準が公表される予定になっている。

#### (a) 連結範囲の見直し

現行IAS第27号は、IFRS第10号（連結財務諸表）とIAS第27号（分離財務諸表）に分れ、IFRS第10号は、支配を連結の基礎とする単一の連結モデルを提供し、支配概念及びそれ

をどのように適用するかについての基準となり（IAS第27号の連結手続も引き継ぐ）、IAS第27号は、分離財務諸表のみを扱う基準となる。

#### (b) ジョイント・アレンジメント

現行IAS第31号（ジョイント・ベンチャーに対する持分）及びIAS第28号（関連会社に対する投資）が改訂され、IFRS第11号（ジョイント・アレンジメント）と新IAS第28号（関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資）となる。IFRS第11号は、共同支配概念を明確化し、さらに、ジョイント・アレンジメントをジョイント・オペレーションとジョイント・ベンチャーの2つに分ける。ジョイント・オペレーションでは、ジョイント・オペレーターは、ジョイント・オペレーションから生じる資産、負債、収益及び費用に対する持分を自らの財務諸表で認識する。ジョイント・ベンチャーでは、ジョイント・ベンチャーラーは、ジョイント・ベンチャーの純資産に対する持分に対して持分法を適用して認識する。新IAS第28号は、持分法の会計処理を規定するが、その対象に、ジョイント・ベンチャーに対する投資が新たに追加される。そのため、タイトルも変更される。

#### (c) 非連結仕組企業等に関する開示の拡充

IFRS第12号（他の企業に対する持分の開示）は、子会社、ジョイント・アレンジメント、関連会社及び非連結仕組企業に対する持分を持つ企業に対して、これら投資に関する開示を、その①連結財務諸表及び②企業（親会社を除く）が持分法を適用する財務諸表において、どのように行うかを規定する。

#### (d) 投資企業の連結に関する例外的取扱い

投資会社の投資に対して、連結処理に代えて、原則として公正価値測定を求めるという米国会計基準の考え方をIFRSへ導入するための公開草案を、2011年第2四半期に公表する予定である。

### 3. FASB との MoU 主要プロジェクトの動向

次に、6月までに最終基準化に向け全力投球することとなっている、FASB との MoU に係る主要プロジェクト（収益認識、リース、金融商品（ヘッジ会計））について、現在、主に何が論点になっているかを中心に説明したい。

#### (1) 収益認識

収益認識プロジェクトでは、収益認識のタイミングと測定の問題を扱っており、(a)財及びサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識し、(b)顧客との取引価格で収益を測定するという原則が提案されている。

具体的にこのコア原則に基づく収益認識の適用ステップとして以下の考えを、2010年6月に公表した公開草案では提示している。

- (a) 顧客との契約の識別（複数契約の統合又は単一契約の複数契約への分割）
  - (b) 履行義務の識別（履行義務は、財貨又はサービスを顧客に引き渡す強制可能な約束。引き渡す財貨又はサービスが異なる場合に履行義務を区分）
  - (c) 取引価格の決定（取引価格＝確率加重回収可能対価金額）
  - (d) 取引価格の履行義務への配分
  - (e) 履行義務遂行時の収益認識（顧客が支配を取得した時点で財貨又はサービスは移転される。顧客が財貨又はサービスからの便益の利用を指示できる能力又は受け取れる便益を受領できる能力を持てば、支配は顧客に移転）
- 公開草案に対するコメントの締切り後、最終基準化に向け、議論を進めているがその中で主要論点として
- (a) 支配概念が適切か（特に、建設工事などにおける進行基準の扱い）
  - (b) 顧客との契約の識別及び履行義務の識別が明確か（①財貨又はサービスが売却されている、②財貨又はサービスを売却することができる（区別できる機能を持ちかつ異なるプロ

フィット・マージンを有している）

- (c) 収益の測定（取引価格＝確率加重回収可能対価金額の妥当性及び信用リスクの収益からの控除）
- (d) 不利な契約（onerous contract）の損失認識の単位（履行義務レベルか契約単位か）について議論がなされている。現在、(b)については顧客との契約の識別（複数契約の統合又は単一契約の複数契約への分割）はステップから外し、最初から履行義務の識別を行う方向で議論が進んでおり、また(c)収益の測定方法についても、指摘が多いことから何らかの変更が見込まれている。

#### (2) リース

リース基準として現在検討されているものの概要は以下のとおりである（2010年8月公開草案を公表）。

- (a) 借手及び貸手の会計処理に、利用権モデルの採用
  - (b) 貸手には、履行義務アプローチと認識の中止アプローチの選択肢（貸手が原資産の重要なリスク又は便益を維持しているかどうかによる）
  - (c) 借手は、リース料支払債務を負債として認識し、それに対応する利用権を資産として認識する。利用権の償却及びリース料支払負債からの支払利息（アンワインディング）が包括利益計算書で表示される。
  - (d) リース期間延長オプションは、行使される可能性が50%超であれば、行使されたと見て、更新される最長の期間をリース期間に含めて計算する。その後期末で見直しを行う。
  - (e) 変動リース料は、利用権及びリース料支払負債に含める。その後期末で見直しを行う。なお、貸手の場合は、信頼をもって測定できる場合のみ含めることができる。
- 公開草案に対するコメントの締切り後、最終

基準化に向け、議論を進めているがその中で主要論点として、

- (a) リースの定義が適切か（リースは、特定の資産の利用権を、ある一定期間、対価と交換に適用する契約と定義される。サービスとリースを区分することが適切にできるか）。
- (b) 貸手の会計処理に2つの選択肢があるのは適切か（契約の識別及び履行義務の識別が明確か（貸手が原資産の重要なリスク又は便益を維持しているかどうかの判断は契約当初に行い、その後変更しない）。借手の会計処理取扱いの整合性をどう考えるか）。
- (c) 更新オプションの会計処理にかかる負担と複雑性はその効果に値するか。これに代えて、「合理的に又はかなり確実な場合」という閾値を用いるか。それとも、最小リース期間（又は解約不能リース期間）を用いるべきか。オプションを独立して認識すべきか。
- (d) 変動リース料についての信頼性のある結果の予測が可能か。会計処理にかかる負担と複雑性はその効果に値するか。指標に基づく変動性と企業自身のパフォーマンス又は利用度に基づく変動性に差異があるか。

について議論がなされている。

このように貸手側の会計基準に関しても、借手側の会計基準に関しても大きな問題が現在も議論されている。最終的にどのような提案となるのか引き続き注視して欲しい。

### (3) 金融商品（ヘッジ会計）

ここでは、金融商品会計のプロジェクトの中でもヘッジ会計の見直しについて詳述したい。なぜなら、今回の提案（2010年12月公開草案を公表、3月9日コメント締切）は従来のヘッジ会計でみられたルールベースの考え方や限定的な適用方法を大きく転換しており、そのことをよく理解してもらいたいからである。

今回のヘッジ会計の目的としては、純損益に

影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を、財務諸表で表現することであり、企業のリスク管理活動の影響を財務諸表に表すことが可能になるような対応となっている。従来は、IAS第39号に適合するもの以外はヘッジ会計を使わせないとしていたものを、企業が持っている健全なリスク管理のルールに立脚してヘッジ会計を適用できるようにしていこうというものである。

したがって、ヘッジ会計の適格要件については、

- ① 適格なヘッジ手段及びヘッジ対象のみで構成されていること。
- ② ヘッジの開始時に、ヘッジ関係及びその実行に関する戦略の文書化があり、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及び企業がヘッジの有効性を判定する方法を明示していること。
- ③ ヘッジ関係がヘッジの有効性の要求（偏りのない結果をもたらす、予想される非有効部分を最小限にすること）を満たしていること。

を求め、既存の80%から125%規準を廃止し、企業のリスク管理目的に基づいた有効性の判定を行うことに変更している。今後は作成者が決め、会計士に認められ文書化されたルールに基づき、非有効部分が最小と予想される限り、当該ヘッジは有効であるとされることに留意して欲しい。

また、ヘッジ手段として適格な金融商品についても、純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債を適格ヘッジ手段とすることで、範囲を広げている。

次にヘッジ対象として適格な金融商品であるが、従来の認識されている資産又は負債、未認識の確定約定、可能性の非常に高い予定取引又

は在外営業活動に対する純投資というものに加え、

- ① 他のエクスポージャーとデリバティブとを組み合わせた合計エクスポージャー
- ② ある項目のキャッシュ・フロー又は公正価値の全体の変動に加え、構成要素（特定のリスクに起因する部分、選択された1つ又は複数の契約上のキャッシュ・フロー、名目金額部分（ある項目の金額の特定部分（すなわち、比例部分と階層部分））

などをヘッジ対象として指定できることとしている。

最後に今後も今までどおり公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、在外営業活動に対する純投資ヘッジの3つのヘッジ会計が残るが、その中で、公正価値ヘッジの会計処理については、ヘッジ手段の再測定による損益は、その他の包括利益（OCI）で処理し、非有効部分は、OCI から当期純利益へ振り替えなければならないという提案になっていることに留意して欲しい。

このように現在 IASB では、本年 6 月までに最終基準化することを目標とする主要課題を中心に精力的に取り組んでおり、今後とも日本の関係者がその内容の正確な理解に資するよう適宜情報をお伝えしていきたい。

表1 IASB 作業計画——2010年12月20日現在の予定表

	予想される公表日				
金融危機関連のプロジェクト	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU	共同
金融商品 (IAS 第39号の置換え)					
減損	RV	IFRS		✓	✓
ヘッジ会計 [ED、コメント期限 2011年3月9日]				✓	✓
資産と負債の相殺	ED			✓	
連 結					
IAS 第27号の置換え	IFRS			✓	✓
非連結事業体の開示	IFRS				
投資会社		ED			✓
公正価値測定	IFRS			✓	✓
	予想される公表日				
MoU プロジェクト	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU	共同
財務諸表表示 (その他の包括利益の表示)	IFRS				
リース	RT (1月5・ 6日)	IFRS		✓	✓
収益認識		IFRS		✓	✓
ジョイント・ベンチャー	IFRS			✓	
退職後給付 (年金を含む)	IFRS			✓	
発効日と経過措置 [意見募集、コメント期限 2011年1月31日]					✓
	予想される公表日				
その他のプロジェクト	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU	共同
保険契約		IFRS			✓
年次改善 2009-2011		ED			
	予想される公表日				
アジェンダ協議	2011 Q1	2011 Q2	2011 H2+	MoU	共同
3年ごとの公開協議	RV				